

岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

岩手県教育委員会

委員長 箱崎安弘

岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会代決専決規程（昭和32年岩手県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																	
<p>(代決)</p> <p>第3条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">決裁権者</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">代決権者</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">第1順位者</th> <th style="text-align: center;">第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">室長</td> <td style="text-align: center;">当該事務を担当する 特命参事</td> <td style="text-align: center;">当該事務を担当する 特命課長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">当該事務を担当する 担当課長又は特命課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">総括課長</td> <td style="text-align: center;">当該事務を担当する 特命参事</td> <td style="text-align: center;">当該事務を担当する 特命課長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">当該事務を担当する 担当課長又は特命課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">特命参事</td> <td style="text-align: center;">特命課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">室長又は総括課長が あらかじめ指定する 職員</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">担当課長 又は特命 課長</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) [略]</p> <p>(室長等共通専決事項)</p> <p>第7条 本庁の室長及び総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	[略]			室長	当該事務を担当する 特命参事	当該事務を担当する 特命課長	当該事務を担当する 担当課長又は特命課長		総括課長	当該事務を担当する 特命参事	当該事務を担当する 特命課長	当該事務を担当する 担当課長又は特命課長		[略]		特命参事	特命課長		室長又は総括課長が あらかじめ指定する 職員		担当課長 又は特命 課長	[略]		<p>(代決)</p> <p>第3条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">決裁権者</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">代決権者</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">第1順位者</th> <th style="text-align: center;">第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">室長</td> <td style="text-align: center;">当該事務を担当する 担当課長又は特命課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">総括課長</td> <td style="text-align: center;">当該事務を担当する 担当課長又は特命課長</td> <td style="text-align: center;">総括課長があらかじめ 指定する職員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">担当課長 又は特命 課長</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) [略]</p> <p>(室長等共通専決事項)</p> <p>第7条 本庁の室長及び総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	[略]			室長	当該事務を担当する 担当課長又は特命課長		[略]		総括課長	当該事務を担当する 担当課長又は特命課長	総括課長があらかじめ 指定する職員	[略]		担当課長 又は特命 課長	[略]	
決裁権者		代決権者																																																
	第1順位者	第2順位者																																																
[略]																																																		
室長	当該事務を担当する 特命参事	当該事務を担当する 特命課長																																																
	当該事務を担当する 担当課長又は特命課長																																																	
総括課長	当該事務を担当する 特命参事	当該事務を担当する 特命課長																																																
	当該事務を担当する 担当課長又は特命課長																																																	
	[略]																																																	
特命参事	特命課長																																																	
	室長又は総括課長が あらかじめ指定する 職員																																																	
担当課長 又は特命 課長	[略]																																																	
決裁権者	代決権者																																																	
	第1順位者	第2順位者																																																
[略]																																																		
室長	当該事務を担当する 担当課長又は特命課長																																																	
	[略]																																																	
総括課長	当該事務を担当する 担当課長又は特命課長	総括課長があらかじめ 指定する職員																																																
	[略]																																																	
担当課長 又は特命 課長	[略]																																																	

(5) 担当課長、特命参事及び特命課長（以下第6号及び第7号において「担当課長等」という。）の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(6)～(13) [略]

2 [略]

3 特命参事は、当該事務を担当する特命課長が置かれていない場合にあつては第1項に定める事項（特に命ぜられた事務に関する事項に限り、同項第4号から第8号までに掲げる事項を除く。以下この項において同じ。）及び次条に定める事項を、当該事務を担当する特命課長が置かれている場合にあつては第1項に定める事項を専決することができる。

(教育企画室の担当課長等の専決事項)

第8条 教育企画室の分掌事務について、担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

学校施設担当課長専決事項

(1)～(8) [略]

特命課長（営繕）専決事項

(1) 施設の整備に係る技術的指導に関すること。

(学校教育室の室長等の専決事項)

第9条 学校教育室の分掌事務について、室長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

特別支援教育担当課長専決事項

(1)～(3) [略]

産業教育担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

特命参事専決事項

(1) 生徒指導に関し指導及び助言を与えること。

(2) 学校安全に関し指導及び助言を与えること。

(教職員課の総括課長等の専決事項)

第12条 教職員課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 育児休業任期付教育職員の任免に関すること。

(4)～(12) [略]

人事給与担当課長専決事項

(1)～(4) [略]

(5) 担当課長及び特命課長（以下第6号及び第7号において「担当課長等」という。）の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(6)～(13) [略]

2 [略]

(教育企画室の担当課長の専決事項)

第8条 教育企画室の分掌事務について、担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

学校施設担当課長専決事項

(1)～(8) [略]

(学校教育室の室長等の専決事項)

第9条 学校教育室の分掌事務について、室長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

特別支援教育担当課長専決事項

(1)～(3) [略]

生徒指導担当課長専決事項

(1) 生徒指導に関し指導及び助言を与えること。

(2) 学校安全に関し指導及び助言を与えること。

産業教育担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

(教職員課の総括課長等の専決事項)

第12条 教職員課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 育児休業等任期付教職員の任免に関すること（市町村立小中学校の教職員に係るものを除く。）。

(4)～(12) [略]

人事給与担当課長専決事項

(1)～(4) [略]

(5) 市町村立小中学校の臨時的任用教職員（病休補充及び休職補充の事務職員に限る。）の任免に関すること。

(6) [略]

(7)～(11) [略]

[略]

小中学校人事担当課長専決事項

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) 市町村立小中学校の臨時的任用教職員（病休補充及び休職補充に係る事務職員以外の教育職員に限る。）の任免に関すること。

県立学校人事担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(教育事務所長の専決事項)

第13条 教育事務所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 所長及び所属職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

(5) 所長及び所属職員の休暇その他の服務に関すること。

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) 教育事務所に勤務する臨時的任用職員及び非常勤職員並びに市町村立小中学校の臨時的任用教職員（病休補充及び休職補充の職員を除く。）及び非常勤職員の任免に関すること。

(5) [略]

(6) 職員の大学院修学休業の許可に関すること。

(7)～(11) [略]

[略]

小中学校人事担当課長専決事項

(1) [略]

(2) 県立幼稚園の職員の大学院修学休業の許可に関すること。

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

県立学校人事担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 県立学校（県立幼稚園を除く。）の職員の大学院修学休業の許可に関すること。

(4) [略]

(5) [略]

(教育事務所長の専決事項)

第13条 教育事務所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 所長及び課長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

(5) 所長及び課長の休暇に関すること。

(6) 所長及び所属職員の服務（休暇を除く。）に関すること。

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) 教育事務所に勤務する臨時的任用職員及び非常勤職員並びに市町村立小中学校の臨時的任用教職員、育児休業等任期付教職員及び非常勤職員の任免に関すること。

(14) 市町村立小中学校の職員の大学院修学休業の許可に関

- (13) [略]
- (14) [略]
- (15) [略]
- (16) [略]
- (17) [略]
- (18) [略]
- (19) [略]
- (20) [略]
- (21) [略]
- (22) [略]
- (23) [略]
- (24) [略]

2 [略]

(学校以外の教育機関の長共通専決事項)

第 14 条 学校以外の教育機関の長（博物館長及び美術館長を除く。次条において同じ。）の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 部、係、班又は室の分掌事務を定めること。
- (2) [略]
- (3) 館長若しくは所長（以下「所長等」という。）又は所属職員の旅行命令及び復命書の受理並びに所属職員以外の者の旅行依頼に関すること。
- (4) 所長等及び所属職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (5) 所長等及び所属職員の休暇その他の服務に関すること。

- (6) [略]
- (7) [略]
- (8) [略]
- (9) [略]
- (10) [略]
- (11) [略]
- (12) [略]
- (13) [略]

すること。

- (15) [略]
- (16) [略]
- (17) [略]
- (18) [略]
- (19) [略]
- (20) [略]
- (21) [略]
- (22) [略]
- (23) [略]
- (24) [略]
- (25) [略]
- (26) [略]

2 [略]

(学校以外の教育機関の長共通専決事項)

第 14 条 学校以外の教育機関の長（博物館長及び美術館長を除く。次条及び第 16 条において同じ。）の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 部、係又は班の分掌事務を定めること。
- (2) [略]
- (3) 館長若しくは所長（以下この条において「所長等」という。）又は所属職員の旅行命令及び復命書の受理並びに所属職員以外の者の旅行依頼に関すること。
- (4) 所長等、総合教育センター及び生涯学習推進センターの部長、図書館副館長並びに埋蔵文化財センター副所長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (5) 所長等、総合教育センター及び生涯学習推進センターの部長、図書館副館長並びに埋蔵文化財センター副所長の休暇に関すること。
- (6) 所長等及び所属職員の服務（休暇を除く。）に関すること。

- (7) [略]
- (8) [略]
- (9) [略]
- (10) [略]
- (11) [略]
- (12) [略]
- (13) [略]
- (14) [略]

<p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p>	<p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p>
<p>2 博物館長及び美術館長は、前項各号に掲げる事項のうち、<u>第2号から第5号まで、第11号、第12号及び第14号から第16号</u>までに掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(教育事務所の課長等共通専決事項)</p> <p>第15条 教育事務所の課長、総合教育センター及び生涯学習推進センターの部長、図書館副館長並びに埋蔵文化財センター副所長は、<u>教育事務所長及び学校以外の教育機関の長</u>が専決処理できる事項のうち軽易又は定例的な事項であらかじめ教育長が指定するものを専決することができる。</p> <p>(教育長指定職員の専決事項)</p> <p>第16条 [略]</p>	<p>2 博物館長及び美術館長は、<u>次に掲げる事項のほか</u>、前項各号に掲げる事項のうち、<u>第2号、第3号、第6号、第12号、第13号及び第15号から第17号</u>までに掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1) <u>館長及び所属職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。</u></p> <p>(2) <u>館長及び所属職員の休暇に関すること。</u></p> <p>(教育事務所の課長等共通専決事項)</p> <p>第15条 教育事務所の課長、総合教育センター及び生涯学習推進センターの部長、図書館副館長並びに埋蔵文化財センター副所長は、<u>次に掲げる事項のほか</u>、<u>教育事務所長及び学校以外の教育機関の長</u>が専決処理できる事項のうち軽易又は定例的な事項であらかじめ教育長が指定するものを専決することができる。</p> <p>(1) <u>教育事務所長及び学校以外の教育機関の長が指定する職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。</u></p> <p>(2) <u>教育事務所長及び学校以外の教育機関の長が指定する職員の休暇に関すること。</u></p> <p>(所長等指定職員専決事項)</p> <p>第16条 <u>教育事務所長及び学校以外の教育機関の長が指定する職員（以下この条において「所長等指定職員」という。）は、次に掲げる事項を専決することができる。</u></p> <p>(1) <u>配置職員（所長等指定職員を除く。）の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。</u></p> <p>(2) <u>配置職員（所長等指定職員を除く。）の休暇に関すること。</u></p> <p>(教育長指定職員の専決事項)</p> <p>第17条 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。